2　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇八号）による改正前の地方公務員等共済組合法の規定に基づく退職年金等のうち、追加費用対象期間を算定基礎とする部分の減額に係る規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二五年八月一日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二八号）（国土交通省）

港湾法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三一号）の施行期日は、平成二五年八月一日とすることとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二二九号）（国土交通省）

1　地方道路公社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が緊急確保航路内において水域占用等を行う場合について、国土交通大臣から許可を受けるのではなく、同公社を市又は都道府県と、同機構を国の行政機関とみなして、国土交通大臣と協議を行うこととした。（第一条関係）

2　緊急確保航路が電気通信事業の用に供する水底線路の保護区域と重複する場合において、同航路内において国土交通大臣から水域占用等の許可を受けた者が許可行為に係る船舶のびよう泊や土砂採取等を行うことについて、当該保護区域内における禁止事項としての適用を除外することとした。（第二条関係）

3　地方独立行政法人が緊急確保航路内において水域占用等を行う場合について、国土交通大臣の許可を受けるのではなく、同法人を都道府県又は市町村とみなして、国土交通大臣と協議を行うこととした。（第三条関係）

4　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が開発保全航路及び緊急確保航路内において水域占用等を行う場合について、国土交通大臣の許可を受けるのではなく、同機構を国の行政機関とみなして、国土交通大臣と協議を行うこととした。（第四条関係）

5　この政令は、平成二五年八月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　航空自衛隊航空総隊司令部に航空総隊戦術官を置き、その所掌事務を定めることとした。（第二八条の四関係）

2　航空自衛隊第一補給処を廃止することとした。（第四〇条関係）

3　航空自衛隊木更津基地を廃止することとした。（別表第八関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

航空総隊司令部に置かれる航空総隊戦術官の俸給の特別調整額を定めることとした。（別表第三関係）

三　この政令は、平成二五年八月一日から施行することとした。

◇被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令（政令第二三一号）（法務省）

1　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害として、東日本大震災を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十五号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年八月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十六号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の三の三第一項中「名目手取り賃金変動率（次項」の下に「並びに附則第十二条の三第一項第一号及び第二項第二号から第五号まで」を加え、同項第一号中「次項第二号」の下に「並びに附則第十二条の三第一項及び第二項」を加え、同条第二項中「調整期間」の下に「（附則第十二条の三第二項において「調整期間」という。）」を「調整率」の下に「（附則第十二条の三第二項において「調整率」という。）」を加える。

附則第十二条の次に次の二十二条を加える。

（追加費用対象期間）

第十二条の二　施行法第十三条の二（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十七条の六の二までにおいて同じ。）第一項に規定する政令で定める期間は、施行法第七条第一項各号の期間であつて法令の規定により組合員期間に算入するものとされた期間とする。